

国際課税委員会（第35回）の概要

文責 森信茂樹

平成21年11月25日第35回国際課税委員会を開催し、藤澤鈴雄先生から「移転価格課税におけるリスクの取扱い - Adobe 判決を題材として - 」について講義をいただき、議論を行いました。話の概要は以下の通りです。 資料は別添です。

（説明の概要）

現行の移転価格課税上はそれぞれの関連者が果たす機能（使用した資産及び引き受けたリスク）を考慮することとされているが、「引き受けたリスクを考慮する（考慮して所得を計算する）」ということとはどのようなことなのか明確にされていない。

引き受けたリスクを考慮して所得を計算するというのを、リスク引受者を認定し、当該リスク引受者に当該リスクの帳尻（リスク結果損益）を帰属せしめることであると理解すると、それを関連者間において行うことは、通常は不可能である。なぜなら、所得を算定する（移転価格課税をする）ことは、同時にリスク負担関係を決定（変更）するというので、トートロジーの関係にあるから。

Adobe 地裁判決では、リスクに関しては在庫リスク及び債権回収リスクのみを取り上げ、事業活動形態を含めて差異がないとして課税処分が維持されたが、東京高裁判決では対価算定方法に含まれるリスク負担関係に着目し、課税対象取引（損失リスクなし）と比較対象取引（損失リスクあり）とではこれが異なることを理由として準ずる方法に当たらない（比較可能性がない）とされ、原処分が取り消された。課税庁は上告を断念し納税者の勝訴が確定した。高裁判決では、リスク負担関係が異なることを理由としてリスクの負担関係を変更することが否定された。つまり、現行の（実行不可能な）制度をそのとおりに適用して原処分を取り消した、といえよう。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。